

【国際法】

受験番号		氏名	
<p>日本における人種差別撤廃条約の国内適用について、複数の代表的裁判例に言及して論じなさい。</p> <p><参照条文> あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（抜粋）【省略】</p> <p>(出題意図)</p> <p>日本の国内裁判で人種差別撤廃条約が適用されることは決して多くはないが、そうであるからこそ、代表例（『国際法判例百選（第三版）53事件参照』）や近年の注目すべき例（名古屋高等裁判所令和5年10月27日判決(LEX/DB25596228)等）も含め、国際人権法の重要な現実的動向として正確に把握しておく必要がある。</p> <p>なお、参考条文を問題文に詳しく掲げた趣旨は、実際の裁判例の検討にあたっては、国際法学の観点から次の3点が重要だからである。</p> <ol style="list-style-type: none">①実際に国際人権法が裁判所によってどのように使われたか。②当該事案において、裁判所に対して国際人権法がどのような責務を課していたか（①とは独立の話である）。③当該事案において、裁判所は国際人権法を具体的にどう取り扱うべきであったか（裁判所が明示して適用する場面（裁決規範）と自己の責務として明示せぬまま遵守する場面（行為規範）との二面性に注意せねばならない）。			